

銀行代理店制度

金融庁

中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン

(平成14年9月30日、金融審議会答申)

第1部 我が国金融システムの将来ビジョン

2. 複線的金融システムへの再構築に向けた取組み

(2) 金融仲介機関の基本的方向性

③ 金融商品の多様化とアクセスの改善

金融システム全体を見たとき、資金提供者である個人のリスク選好やライフサイクルに応じて、タイプの異なる多様で魅力ある金融商品が提供されるようになることが必要である。

さらに、利用者の利便性の向上を図る観点から、金融商品に対するアクセスの改善を図っていくことが重要であり、将来的には、経営の健全性に配慮しつつ、一つの金融仲介機関で多様な金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に提供することも考えられる。銀行、証券会社、保険会社といった業態と顧客の関係がある程度固定的であったとすれば、市場機能を中核とする金融システムに変革し望ましい資金・リスク配分を可能にする観点から、金融商品の販売チャネルの多様化を進めることが重要である。なお、金融仲介機関は、取扱商品を拡大する場合、それによって経営の健全性を損なうことのないよう、十分に配慮することが必要である。

同時に、利用者保護の観点から、購入者が金融商品に含まれるリスクその他の商品特性を正確に認識できるよう、金融仲介機関は適切にその説明責任を果たすことが必要である。

金融システムと行政の将来ビジョンー豊かで多彩な日本を支えるためにー

(平成14年7月12日、日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会)

第1部 将来ビジョン

1. 生じている変化

(6)改革の基本的方向性

仲介機関が、資金供給者である個人のリスク選好やライフサイクルに応じて、タイプの異なる多様な金融商品を提供することである。そのためには適切な比較情報が必要であるし、将来的には、経営の健全性に配慮しつつ、ひとつの機関で預金、保険、投資信託、債券、株式など各種の金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に、提供し得る体制が望ましい。かつての日本版ビッグバンは市場原理を機能させるための広範な制度改革であったが、現行業態を前提とし、子会社や兄弟会社を通じた他業参入の自由化であった。これは、経営を持株会社のフィナンシャル・グループ単位で捉えるなら、合理的、機動的な方法である。

だが、後述のように、これまで、銀行、証券会社、保険会社(さらには郵便局)といった業態と、それを利用する個人顧客層の関係がある程度固定的だったとすれば、むしろ市場中心のマネーフロー構造に変革し、金融システムにとっての望ましい資金・リスク配分を可能にする観点から、業態と個人との関係を流動化させるべきであろう。もとより、取扱商品の拡大が、各業態の経営の健全性を損なわぬよう、十分な配慮が必要であることは当然である。

この場合、金融商品に含まれるリスクは購入者に正確に認識されねばならないため、仲介機関の適切な説明責任とともに、個人の側でも、多様な金融商品の性格につき理解を深めることを可能とする官民の取組みが必要である。

また、アメリカにおいて、アナリストへの信認低下が深刻化している事態にかんがみれば、金融商品の客観的な分析や判断を行う義務や能力を担保するため、業態の区分を前提とする間は、自らの系列機関が提供する商品を優先的に仲介する行為は抑制されるべきとの考え方もあり得よう。

銀行代理店制度にかかる規制改革

<p>従前の代理店規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 認可制 * 個人、法人（100%出資規制等）（注）金融機関は代理店となれない。 * 代理業務範囲の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金（当座預金を除く。） ・ 貸付け（住宅ローンその他消費者に対するものに限る。） ・ 為替取引（内国為替取引に限る。） * 専業義務（代理業務以外の業務の兼営禁止） * 代理店の支店、復代理店の設置の禁止 	
<p>平成 12 年 12 月 21 日</p>	<p>金融審議会第一部会報告 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、銀行の支店その他の営業所の設置、位置の変更又は廃止は認可制となっているが、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、より柔軟な規制とすることとし、届出制に改めることが適当である。
<p>平成 13 年 3 月 30 日</p>	<p>「規制改革推進 3 か年計画」（閣議決定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。 ・ 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行う。 ・ 銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。等

平成 13 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> ・代理業務に係る規制撤廃、業務拡大 ・法人代理店の従たる事務所の設置 ・銀行による銀行代理店業務
平成 14 年 3 月 29 日	「規制改革推進 3 か年計画（改定）」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が銀行の代理店になる際のいわゆる 100%子会社規制及び專業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。
平成 14 年 4 月 1 日 （施行）	<p><措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の営業所、代理店の設置等の認可制から届出制への移行 ・金融機関代理店制度の創設（銀行、長信銀） ・代理店の支店設置の解禁 ・代理業務の範囲拡大（預金、貸付け、為替に債務の保証、金銭の収納等、保護預り、両替を追加） 	
平成 14 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> ・代理業務に係る規制撤廃 ・法人代理店における 100%出資規制の緩和
平成 15 年 3 月 28 日	「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社本体が他の保険会社のみならず、例えば資金の貸付の代理等、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行うことについて結論を得、所要の措置を講ずる。
平成 15 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和 ・代理業務範囲の拡大
平成 16 年 3 月 19 日	「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成 16 年度中に検討を行い、措置する。
平成 16 年 4 月 1 日 （施行）	<p><措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関代理店の範囲拡大（銀行、長信銀に証券会社、保険会社を追加） 	
平成 16 年 10 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和 ・代理業務範囲の拡大

銀行の代理店規制の概要

1. 銀行の代理店とは、銀行の委任を受けて、当該銀行のために、銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

※代理店には、代理店主が個人、法人及び金融機関の3通りがある。

2. 現行代理店規制の概要

(1) 出資規制

- ・個人 ー 規制なし
- ・法人 ー 銀行の100%出資又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社
- ・金融機関 ー 規制なし

(2) 専業義務

- ・個人
 - ・法人
- } 代理業務以外の業務の兼営禁止
- ・金融機関 ー 規制なし

(3) 代理業務の制限

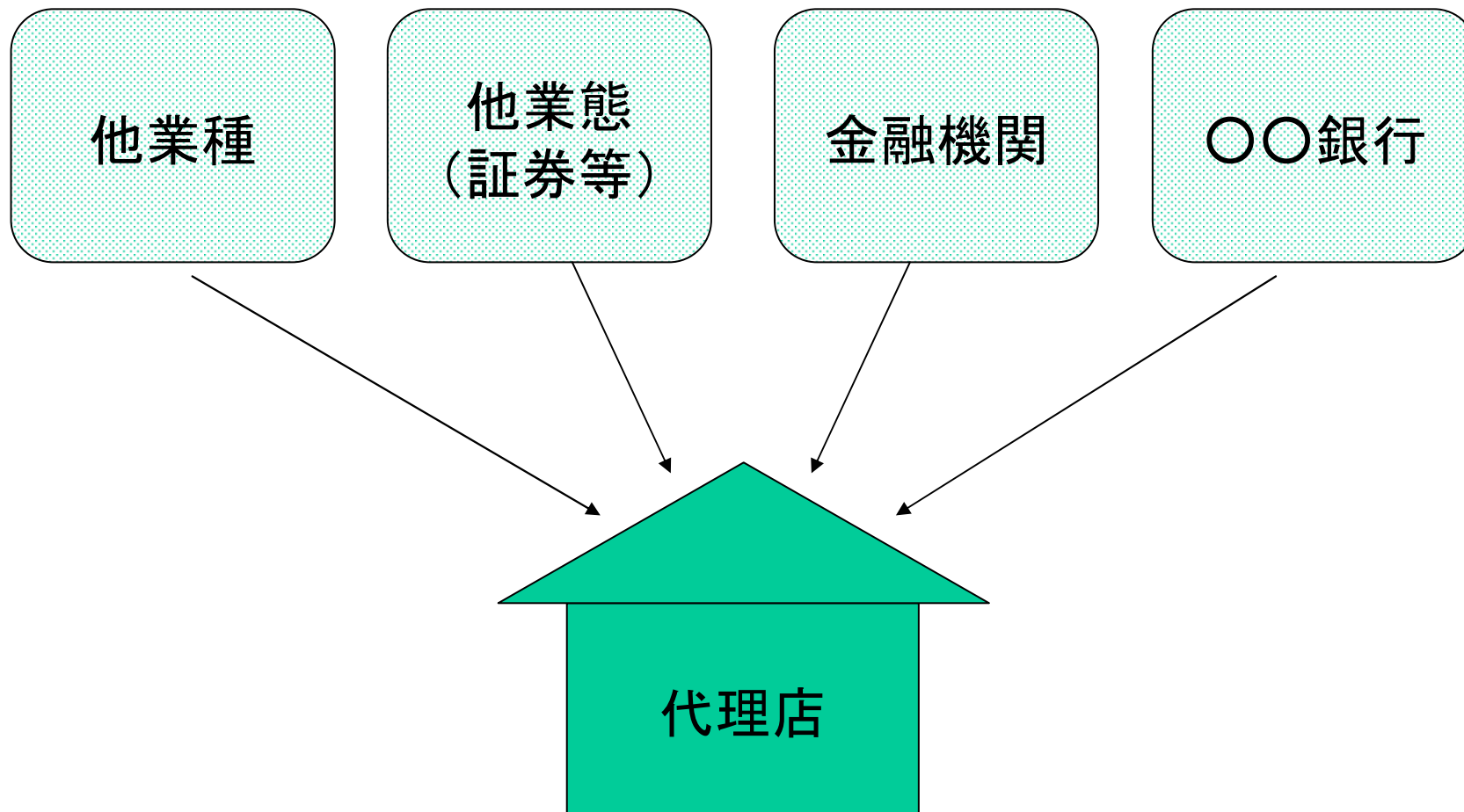
預金、貸出、為替、債務保証、手形の引受け、金銭の収納等、保護預り、両替の代理に限定
(金融機関代理店については、証券会社は証券業務、保険会社は貸付に限定)

○「規制改革・民間開放推進3か年計画 分野別措置事項(金融関係)」抜粋(平成16年3月19日閣議決定)

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑦銀行代理店に係る諸規制の緩和(金融庁)	銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。	措置		

各業態における代理店制度等の比較

	証券仲介業者	信託契約代理店	損保代理店	生保募集人	銀行代理店
業務	有価証券の売買の 媒介等	信託契約の締結の 代理又は媒介	保険契約の締結の 代理又は媒介	保険契約の締結の 代理又は媒介	銀行の業務の代理
参入規制	登録	登録	登録	登録	銀行の届出
業務委託会社との資本関係規制	× (所属証券会社制)	× (所属信託会社制)	× (所属保険会社制)	× (所属保険会社制)	○ (銀行の100%出資 子会社又は銀行持 株会社の子会社)
対象	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人
財産的基礎規定	×	×	×	×	○ (個人のみ)
専業規制	×	×	×	×	○
固有財産との分別管理義務	(金銭若しくは有価証券の預託の受入禁止)	○	× (ガイドラインに規定)	×	○
所属会社に課される損害賠償責任	○	○	○	○	×
立入検査・報告徴求等	○	○	○	○	○
業務改善命令	○	○	○	○	×



幅広い金融サービス・関連商品の品揃え、事業再生のサポート

顧客
(企業、家計)

論点

- 現行規制の緩和・撤廃
 - 出資規制
 - 専業義務
 - 業務範囲

- 円滑かつ安全な決済システムの維持、金融機関の健全性の確保等のため制度の改正
 - 行為規制（顧客説明、誤認防止、分別管理、利益相反の防止等）
 - 開業規制（人的構成、財産的基礎、システム・体制の整備等）

- その他

海外における銀行代理店制度について

項 目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 代理店制度	<p>○預金の集金等を行うメッセンジャー・サービス(連邦法)</p> <p>○銀行サービス会社(連邦法) ⇒小切手・預金の仕訳、金利計算、小切手・取引明細書の作成・郵送、その他の記帳・計算・統計作成等のサービスを提供する者をいう。</p> <p>○資金貸付の組成サービス(連邦法) ※当局のガイダンスでは、銀行は一般的に代理契約を締結できるとした上で、①銀行によるリスクの測定、②契約手続の整備、③継続的なモニタリング等の規制を課している。</p> <p>○送金業者(州法) ⇒銀行以外の業者であって送金を業として行う者をいう。 ・小切手の販売・発行 ・送金等のための資金を受領または送金の実行 ・代理・復代理も可(一定の場合、要免許) ・支払手段の残高と同額の資産保存等が課されている。</p>	<p>○法令上、代理に関する規定はない。</p> <p>※FSAのハンドブックにおいて、銀行が第三者とアウトソーシング契約を締結することは明示的に認められている。</p>	<p>○銀行は業務のアウトソースが可能(アウトソースできる業務に制限はない)。アウトソース先に指示を出す権限を契約にて確保するとともに、アウトソースされた業務を内部監査の対象としなければならない。</p> <p>○財務サービス契約の仲介制度(有価証券・通貨市場商品・外国為替及びデリバティブの購入・譲渡の仲介) ※コンメンタールでは、預金・貸付の仲介(他人の名義・計算で行うもの)は銀行免許なしで営むことができるとされている。</p> <p>○信用制度法の免許を取得すれば、資金移動サービスを営むことが可能。</p>	<p>○銀行取引仲介人 ※銀行取引仲介人とは、自らは支払保証の責任を負わず、業として銀行取引の締結において契約当事者の連絡に当たる者をいう。</p>
2 出資規制等の代理先の制限	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。
3 代理店の業務範囲	○制限する規定はない。 ※銀行サービス会社に対しては預金の受入れを禁止。	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。

<p>4 備考</p>	<p>ニューヨーク州銀行法</p> <p>○銀行:免許 (固有業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約束手形、支払指図証書、為替手形その他の債務証書等の割引、購入及び換金 ・売掛金の購入 ・不動産又は人的担保による金銭の貸付け ・金銭の借入れ及び抵当担保による借入れの担保 ・両替、硬貨、地金銀の売買 ・銀行が定める条件での預金、証券又はその他の動産の受入れ <p>* 他業との兼業不可</p> <p>○送金業者:許可</p> <p>* 代理店は許可不要 (固有業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Check (小切手、手形、旅行小切手、マネー・オーダー、その他の送金又は支払いのための手段)の売買 ・送金のための資金の受入れ、その送金 	<p>○イギリスにおける銀行のアウトソーシング規制</p> <p>(アウトソーシングに対する FSA のアプローチ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシングは、銀行と顧客の双方に大きな便益をもたらす。しかしながら、重要な機能がアウトソースされると、以下のような問題が発生する懸念がある。 <ol style="list-style-type: none"> ① アウトソースされた業務への銀行のコントロールが弱まったり失われる可能性。 ② アウトソースされた業務の運営方法の変更を求めたり、情報収集を行うという、FSA の監督上の権限の行使が損なわれる可能性。 ③ FSA が、アウトソース先及びその役員の適格性を評価する必要性に迫られる可能性。 <ul style="list-style-type: none"> ・本ポリシーは、銀行がアウトソーシングを行うことを不当に妨げることなく、これらの懸念に取り組むことを目的とする。 <p>(アウトソーシングの原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行は、銀行のシステム及びアウ 	<p>○ドイツ信用制度法</p> <p>第 25a 条 銀行の特別の組織上の義務</p> <p>(2) 銀行業務の遂行や金融サービスの提供に必須の業務分野を、他の企業へアウトソースする場合、当該業務またはサービスの秩序、経営陣によるそれらの管理及び監視の能力、連邦金融監督庁の検査権限や監督能力を損ねてはならない。</p> <p>特に、銀行は、外部のサービス提供者に指示を出す権限を持つことを契約において確保するとともに、アウトソースされた業務を内部監査手続きの対象としなければならない。</p> <p>銀行は、業務範囲をアウトソースする場合には、連邦金融監督庁及びドイツ連邦銀行に遅滞なく届け出なければならない。</p>	<p>○ フランス通貨金融法典</p> <p>第九章 銀行取引仲介人</p> <p>L第五百十九条の一 自らは支払保証の責任を負わず、業として銀行取引の締結において契約当事者の連絡に当たるすべての者は、銀行取引仲介人とする。</p> <p>L第五百十九条の二 銀行取引仲介人の業務は、少なくとも一方が金融機関である二人の者の間においてしか行うことができない。銀行取引仲介人は、当該機関により交付される委任状にしたがってその業務を行う。当該委任状には、仲介人が行う資格を有する取引の種類及び条件が記述されるものとする。</p> <p>L第五百十九条の三 この章の規定は、固有の法律又は規則の規定に従う公証人には適用されない。</p> <p>この章の規定は、財務に関する相談及び支援についても対象としな</p>
-------------	---	---	---	---

	<p>* 他業との兼業可</p>	<p>トソース先に対するコントロールの健全性が維持されるよう、アウトソース先の状況を監視し、管理をすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソース先は、知識と経験を有し、能力があり、財務的に健全な会社であるべき。 ・アウトソース先の業務遂行能力に悪影響を与えるような問題が発生したときは、アウトソース先が銀行に報告することを内容とする契約を締結すべき。 <p>[FSA ハンドブック「Interim Prudential Sourcebook: Banks」]</p>		<p>い。</p> <p>㊦第五百十九条の四 臨時の場合であっても、契約当事者の受任者として資金を預託されたすべての銀行取引仲介人は、いかなるときにおいても、その資金の返済に特に充当される財務的な保証のあることを証明しなければならない。</p> <p>当該保証は、そのために資格を有する金融機関又は保険法典により規制される保険企業若しくはカピタリゼーション企業が行う保証コミットメント以外からは生じさせることができない。</p>
--	------------------	--	--	--